

寄附金取扱規程

公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団（以下「当財団」という。）が受領する寄附金に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 当財団が受領する寄附金の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 「一般寄附金」 寄附者があらかじめ用途を特定しない、または特に指定のない寄附金。
- (2) 「募集特定寄附金」 広く一般社会に、用途をあらかじめ特定して募集することにより受領する寄附金。
- (3) 「用途特定寄附金」 寄附の申込みにあたり、寄附者があらかじめ用途を特定する寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

3 当財団は常時寄附金を募ることができる。

(寄附金の使用)

第3条 一般寄附金は、寄附金総額の 50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

2 募集特定寄附金、用途特定寄附金は、その全額を寄附者の特定した用途に使用するものとする。

(用途の特定)

第4条 寄附者の特定する用途については次の各号のとおりとする。

(1) 募集特定寄附金への寄附

当財団は、当財団によって用途をあらかじめ特定した寄附金を受領することができる。

(2) 用途特定寄附金への寄附

当財団は、個人または団体の寄附者から資金用途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されている寄附金を受領することができる。

2 募集特定寄附金を募集するときは、規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という）を作成し、ホームページ等で公表する。

(受領書等の送付)

第5条 寄附金を受領し請求があったときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当財団の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第6条 寄附金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、当財団の業務遂行上支障があると認められるとき及び、当財団が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき。
- (2) 寄附金の受け入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生ずる場合。
- (3) 法定代理人の記名押印のない未成年者からの寄附金であるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する組織等からの寄附金であると認められるとき。

(情報公開)

第7条 当財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

- 2 当財団はホームページ上にて、寄附募集金額、使途及びその他必要な事項を公開する。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(附則)

2014年8月8日 施行

2020年6月19日 改定